

サマースクール運営事業者公募に係る質問への回答

質 問 内 容		回 答	
1	サマースクール運営事業者公募要領の「10 留意事項」の「ク」の記載事項について、いわゆるこども性暴力防止法ですが、現時点では法の施行前となりますが、どこまでのレベルを求めているものなのでしょうか。 事業者全体としてでしょうか。それともサマースクールを実施するにあたってのことなのでしょうか。 また、関係機関との連携を確保するための措置を講じるとは、連携する関係機関に事前に調整し、承諾を得ておくとのことでしょうか。	➡	1 本事業に関わる従事職員について、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）の趣旨を尊重し、児童に対する性的暴力の未然防止、被害の早期発見・適切な対応、関係機関との連携を確保するための措置を講じていただければと存じます。 また、当該事案が発生した場合に適切な対応を行えるよう関係機関との連携を前もって想定していただければと存じます。
2	サマースクール運営等に関する提案について、記入欄に収まらない場合は別紙提案でも可とのことですが、提出についてはサマースクール運営事業者募集申込書と一緒に提出でよろしいでしょうか。また、別紙提案書においては、写真等も使用してよろしいでしょうか。	➡	2 お見込のとおり、ご提出はご一緒をお願いいたします。ご提案にあたりましては、写真等の使用も可能です。
3	「サマースクール運営事業者審査基準」についてですが、「5 事業内容」の係数について、（1）事業内容の係数が、（5）参加料金（保護者負担金）、（6）市負担金の係数と違いがあるのはどのような考えでなったのでしょうか。	➡	3 「5 事業内容」につきましても全ての項目が非常に重要であると考えております。その中で「（2）受け入れ人数」、「（3）実施日数・実施時間」、「（5）参加料金（保護者負担金）」、「（6）市負担金」につきましては、当該事業に参加を希望される児童・保護者の視点、より多くの児童に参加申込をいただきたいという視点から係数に違いをつけさせていただいております。